

令和 9 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	37	府 省 庁 名	経済産業省
対象税目	個人住民税 <u>法人住民税</u> <u>事業税</u> 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等		
要望内容 （概要）	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 一定の機械装置等の対象設備を取得や製作等した場合に、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除が選択適用（税額控除は資本金 3,000 万円以下の法人、個人事業主のみ）できるもの。 ・ 特例措置の内容 政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。		
関係条文	租税特別措置法第 42 条の 6、第 52 条の 2 租税特別措置法施行令第 27 条の 6、第 30 条 租税特別措置法施行規則第 20 条の 3		
減収 見込額	[初年度] 精査中 （ — ） [平年度] 精査中 （ — ） [改正増減収額] — （単位：百万円）		
要望理由	（１）政策目的 中小企業者等は地域の経済や雇用を支え、我が国経済全体を発展させる重要な役割を担っている。成長の底上げに向けて中小企業者等の設備投資を促進する。 （２）施策の必要性 人口減少・少子高齢化の進展に伴う労働力人口の減少や、中東情勢の緊迫化等による国際競争の激化等、中小企業を取り巻く事業環境は厳しさを増しており、人材確保や事業の持続的発展が懸念されているところ。中小企業の資本装備率及び資本生産性については、足元で上昇傾向が見られるものの、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になっている。金利のある経済等への対応の観点からも、中小企業全体に賃上げの波を広げ、生産性や経営力の向上を促していくことが最重要課題となっている。のため、こうした上昇傾向を維持するだけでなく、更なる成長につなげていくためにも、特別償却等の税制上の強力な措置を行い、中小企業者等の設備投資を通じた生産性の向上を図ることが不可欠。		
要望に 対応する 縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性		7. 中小企業の発展														
		政策体系における政策目的の位置付け	○労働供給制約社会における中堅・中小企業の「稼ぐ力」強化戦略 3. 成長支援・生産性向上 ①成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築デフレ脱却局面においては、成長志向型の中小企業をより多く創出していくことが重要であり、これまで進めてきた中堅企業・100 億企業の創出に加え、成長志向の中小企業の裾野を広げる新たなメカニズムの構築が必要となる。そのため、地域に有意な変化をもたらすような成長の核となる事業価値（例えば、要素技術、特色ある商品・サービス、潜在力ある経営者・技術者、地域の中核であること、地域課題解決に資する価値を有することなど）の確立を前提に、①売上規模を拡大し例えば売上高 10 億円を目指す成長志向の中小企業や②高収益型を目指す成長志向の中小企業を創出するべく、経営者が経営改革に本気で取り組み、メインバンクも本気で伴走支援を実施する中小企業を選定し、政策支援を集中投下する。まずは経営課題に対応し、経営管理能力の高度化と経営改革を通じて、大胆な成長投資ができる経営基盤を整えていく。														
		政策の達成目標	中小企業者等の生産性を高める設備投資の活発化・加速化を促し、中小企業の経済活動の活性化を図る。 具体的には、近年の中小企業における設備投資動向を踏まえ、下記の指標を満たすことを目標とする。 中小企業の労働生産性を、令和8年度から5年間で 15%向上させる。（中小企業庁 KPI）														
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	令和9年4月1日～令和 11 年3月 31 日（2年間）														
		同上の期間中の達成目標	中小企業の労働生産性を、令和9年度からの2年間で6%向上させる。（中小企業 KPI を2年換算した数値）														
		政策目標の達成状況	税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で 6.6%向上している状況。なお、第 44 回中小企業政策審議会（令和6年3月 27 日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で 12.7%向上しており、年平均約3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。 他方で、中小企業者等の設備投資状況等は、回復期で好転の兆しもあるが、人手不足、物価高・価格転嫁が重荷になり、更なる後押しが必要な状況。また、金利のある経済や中東情勢の緊迫化等への対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となっている。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促し、中小企業の労働生産性を向上させ、中小企業の稼ぐ力を強化し、労働生産性を令和8年度から5年間で 15%向上させるためにも、引き続き措置が必要。 資本装備率の達成状況 （短期アウトカム） <table><thead><tr><th>項目</th><th>達成率</th></tr></thead><tbody><tr><td>税制適用者（2カ年平均）</td><td>23.0%</td></tr><tr><td>目標値（1年間）</td><td>23.0%</td></tr></tbody></table> 労働生産性の達成状況 （中期・長期アウトカム） <table><thead><tr><th>項目</th><th>達成率</th></tr></thead><tbody><tr><td>税制適用者（2カ年平均）</td><td>4.8%</td></tr><tr><td>中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 （3年間））</td><td>9.0%</td></tr><tr><td>長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 （5年間））</td><td>15.0%</td></tr></tbody></table>	項目	達成率	税制適用者（2カ年平均）	23.0%	目標値（1年間）	23.0%	項目	達成率	税制適用者（2カ年平均）	4.8%	中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 （3年間））	9.0%	長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 （5年間））	15.0%
項目	達成率																
税制適用者（2カ年平均）	23.0%																
目標値（1年間）	23.0%																
項目	達成率																
税制適用者（2カ年平均）	4.8%																
中期アウトカム目標値 （R8年度～R10年度 （3年間））	9.0%																
長期アウトカム目標値 （R8年度～R12年度 （5年間））	15.0%																

		中小企業の労働生産性の推移 (出典) 財務省「法人企業統計」より作成。 ※中小企業＝資本金1億円未満として集計 ※付加価値÷期中平均従業員数
有効性	要望の措置の適用見込み	適用期間内における適用件数見込み 令和9年度 54,970 件 令和10年度 55,135 件 ※令和6年度「租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書」、中小企業景況調査等より推計
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	現行制度は、税額控除と特別償却の選択適用を可能としているが、これにより、事業者は設備投資した初年度の税負担軽減による資金繰りの改善、償却費用の前倒しによる投下資金の早期回収を図ることが可能となる。これらの施策は企業の資金繰りにメリットを生じさせる効果があるため、事業者にとって投資へのインセンティブとなる。 加えて、本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、測定工具・検査工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用が可能とされている一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に照準を当てて措置を行うべく、制度設計がなされているものである。 中小企業庁「中小企業実態基本調査」により、中小企業者等のうち、税制適用者を対象に資本装備率を分析したところ、令和7年度税制改正の直前期（令和6年度）と比較して、税制適用を受けた令和7年度、令和8年度のいずれかの年度単年で51.0%向上している。 また、本特例措置を利用して設備を導入した企業のうち、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上であり（中小企業庁アンケート調査より）、中東情勢の緊迫化等を受け、景気の先行きの不透明さ等から設備投資を躊躇する傾向にある中小企業者等の設備投資を着実に後押しすることが見込まれるため、本措置は、政策手段として有効であると言える。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	中小企業者等が行う設備投資関連の他の税制としては、中小企業経営強化税制がある。中小企業経営強化税制は、中小企業等経営強化法における「経営力向上計画」の認定を受け、生産性の高い設備等を導入した場合に、より効果の高い税制措置（即時償却又は取得価格の10%の税額控除（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%））を利用できる税制となっている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—

		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	本特例措置では、中小企業者等の投資を幅広く促進するため、機械装置、検査工具・測定工具、ソフトウェア、普通貨物自動車、内航船舶を取得する場合（内航船舶以外はファイナンス・リースも含む）に適用を可能とする一方、取得価額要件（一定金額以上の設備投資を対象）の設定や、一部の資産について一定スペック以上のものに範囲を限定することにより、事業の高度化等に資する設備投資に限定して措置を行うべく、制度設計がなされていることから、政策手段としての的確であると言える。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	【適用件数】 令和4年度 : 50,593 件 令和5年度 : 52,033 件 令和6年度 : 54,478 件 【減収額】 令和4年度 : 463 億円 令和5年度 : 515 億円 令和6年度 : 566 億円
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	【令和6年度】 (道府県民税) 特別償却 5億円 税額控除 2億円 (事業税) 特別償却 129億円 税額控除 - 億円 (市町村民税) 特別償却 27億円 税額控除 14億円 (地方法人特別税) 特別償却 48億円 税額控除 -
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	税制措置による設備投資の押し上げ(下支え)効果の具体的な数値としては、本特例措置がなければ設備投資を先延ばしした又は設備投資が減少したと答えた企業は半数以上とのアンケート結果がある。 また、租税特別措置・補助金見直しに関する関係閣僚等及び副大臣会議(令和8年4月10日)において示された「点検の視点」を踏まえ実施した効果検証において、同程度の設備投資を実施した企業群を比較すると、税制適用企業の資本装備率向上率は23.0%であり、非適用企業の10.1%を大きく上回っており、本措置が設備投資を後押しする直接的な効果が確認されている。さらに、税制適用企業の労働生産性は2カ年平均で4.8%向上しており、生産性向上にも一定の成果が認められ、本措置が資本装備率及び労働生産性の向上に寄与することが確認されている。 ※公表ページ 経済産業省ホームページ 令和9年度税制改正に向けた点検結果 https://www.meti.go.jp/main/zeisei/zeisei_tenken/r9kaisei_tenken/sotokutenken_03.pdf さらには、令和5年度に総務省と政策所管府省と共同で過去実施した租税特別措置の効果検証によって、中小企業の設備投資に対する本税制の効果についての報告書が公表※されており、同報告書では、「経強または中促を適用した企業において、労働生産性および設備投資額売上高比率、一人当たり売上高が上昇している」とされ、「設備投資に対して本税制が正の因果効果を持つ可能性が示されており、経強や中促は設備投資を押し上げている可能性がある」と示している。 ※公表ページ 総務省ホームページ 租税特別措置等の効果検証手法の検討について「租税特別措置等の効果検証手法の検討に関する報告書(個別)【概要】」 https://www.soumu.go.jp/main_content/000953973.pdf
	前回要望時の達成目標	①設備投資対キャッシュフロー比率の向上 80%程度の水準まで改善させ、当該水準を維持する。 ②設備投資実施企業割合の向上 30%以上の水準を維持する。 ③生産・営業用設備DI 設備の「過剰」と「不足」が拮抗している水準として、DIが±5ポイント程度の水準を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	① 設備投資対キャッシュフロー比率：約50% (精査中) ② 設備投資実施企業割合の向上：約35% ③ 生産・営業用設備DI：▲5ポイント程度 ②設備投資実施企業割合及び③生産・営業用設備DIは好転の兆しもあり、前回要望時

	の目標を達成しているが、人手不足や、中東情勢の緊迫化等を受けた物価高・価格転嫁が重荷になり、①設備投資対キャッシュフロー比率については、未だ、持ち直している状況とは言えない。また、金利のある経済等の対応の観点からも、生産性や経営力の向上の必要性がより一層重要となってきた。中小企業者等の積極的な設備投資・事業展開等を促すためには、引き続き措置が必要。
これまでの要望経緯	平成10年度 「総合経済対策」(平成10年4月)に伴う措置として創設 平成11年度 1年間の延長及び対象設備等の拡充(普通貨物自動車:車両総重量8ト>以上→3.5ト>以上) 平成12年度 1年間の延長(平成13年5月末までの適用期間の延長) 平成13年度 10ヶ月の延長(平成14年3月末までの適用期間の延長) 平成14年度 2年間の延長(平成16年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(機械・装置)の取得価額の引き下げ 平成16年度 2年間の延長(平成18年3月末までの適用期間の延長)、対象設備(器具・備品)の取得価額の引き上げ 平成18年度 2年間の延長(平成20年3月末までの適用期間の延長)、一定のソフトウェアの追加、器具・備品の見直し(デジタル複合機の追加) 平成20年度 2年間の延長(平成22年3月末までの適用期間の延長) 平成22年度 2年間の延長(平成24年3月末までの適用期間の延長) 平成24年度 2年間の延長(平成26年3月末までの適用期間の延長)、器具・備品及び工具の見直し(試験又は測定機器、測定工具及び検査工具の追加) 平成26年度 3年間の延長(平成29年3月末までの適用期間の延長、上乗せ措置部分の即時償却及び税額控除の拡充) 平成29年度 上乗せ措置部分を改組・新設の上、2年間の延長(平成31年3月末までの適用期間の延長) 令和元年度 2年間の延長 (令和3年3月末までの適用期間の延長) 令和3年度 2年間の延長(令和5年3月末までの適用期間の延長)、対象法人に商店街振興組合を追加、指定事業に不動産業等を追加、対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外。 令和5年度 2年間の延長(令和7年3月末までの適用期間の延長)、対象資産からコインランドリー業(主要な事業であるものを除く)の用に供する機械装置でその管理のおおむね全部を他の者に委託するものを除外、対象資産のうち総トン数500トン以上の内航船舶にあっては、環境への負荷の低減に資する装置(機器及び構造を含む。)の設置状況等を国土交通大臣に届け出た船舶に限定。 令和7年度 2年間の延長

要望内容と自己点検の関係

措置名：中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除（中小企業投資促進税制）の延長等

○自己点検の結果、短期アウトカムについては、今般新たに設定した目標値（令和7年度または令和8年度のいずれかの1年間で資本装備率 23.0%向上）を策定しており、税制適用者の2カ年平均（令和4年度及び令和5年度）で単年 23.0%向上している状況。税制非適用者（10.1%向上）を上回っていることから、本措置により、中小企業の設備投資を促進し、生産性向上に資する設備導入を後押しする効果が見込まれる。

一方で、中期・長期アウトカムである労働生産性については、令和8年度以降を目標値として策定しており、引き続き効果検証を実施する必要がある。（中期アウトカムとして、令和8年度から3年間で労働生産性 9.0%向上を策定。長期アウトカムとして、令和8年度から5年間で労働生産性 15.0%向上を策定。）

なお、税制適用者の労働生産性は、令和4年度及び令和5年度の2カ年平均で 4.8%向上している状況であり、第44回中小企業政策審議会（令和6年3月27日）の資料によれば、中小企業者等全体における労働生産性は、令和2年度比4年間（令和6年度まで）で 12.7%向上しており、年平均約 3%向上していることを踏まえ、令和8年度以降も上昇傾向が見込まれる。

こうした自己点検結果を踏まえ、中小企業のさらなる設備投資の促進や財務基盤を支えるための中小企業投資促進税制について、政策効果を高める観点から見直しを行った上で延長する。

（注）自己点検結果を踏まえ、例えば次の点に留意した上で、点検結果をどのように要望内容に反映したのか具体的に記載すること。

- ・ 短期的なアウトカムを達成できていない措置…達成できていない事実やその背景を踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 適用実績がなく、アウトカムを評価できないもの…政策効果が検証できないことを踏まえ、どのように要望内容に反映したのか
- ・ 中長期的なアウトカムを達成した措置…目標を達成したにも関わらずさらに延長等をする必要性